

「原発事故の責任判決 2」

2017年09月25日

福島原発事故で、福島から千葉県などに避難した住民たちが国と東京電力の責任を問い、損害賠償を求めた訴訟で、22日千葉地裁で、判決が出された。阪本勝裁判長による判決の要旨は下記のようなものであった。[国の規制制限] 国は東電に対し、津波による浸水から全交流電源喪失を回避する措置を講ずるよう命じる規制制限を有してした。[予見可能性] 国の地震調査研究推進本部の「長期評価」で、日本海溝寄りの領域のどこでも10メートルを超す津波が発生する可能性があることの知見が示されていた。[結果回避の可能性] 原告が主張する措置を取ったとしても、時間的に間に合わないか、事故を回避できなかった可能性もある。国の規制制限の不履行は著しく合理性を欠くとは認められず、違法とは言えない。[東電の賠償基準] 財産の管理が避難で不可能になり、放射性物質などによって価値が失われた場合、価値の喪失・減少分が損害となる。東電の賠償基準は一応合理的である。[避難生活の慰謝料] 住み慣れた平穏な生活根拠からの避難を余儀なくされ、日常生活の維持、継続が著しく阻害された精神的苦痛は、避難生活に伴う慰謝料として賠償される。[ふるさと喪失慰謝料] 人格形成、発展させていく地域コミュニティーなどの生活基盤を喪失した苦痛、長年住み慣れた住居や地域での生活の断念を余儀なくされた苦痛は、避難生活に伴う慰謝料では補填しきれない。賠償の対象となる。[自主避難者] 事故当時の居住地と原発や避難指示区域の位置関係、放射線量、年齢や家族構成などを総合考慮し、避難の合理性が認められる場合は、相当な範囲の損害が賠償の対象となり得る。[低線量被曝] 放射線量などの事情によっては、自主的避難対象区域外の住民が不安や恐怖を感じることに合理性が認められる場合もある。

要するに、国と東電は巨大津波を予見できたが、対策を取ったにしても、事故を回避できなかった可能性があったので、重大な過失とは言えない。生活基盤とふるさとを喪失した精神的・人格的苦痛に対し、慰謝料としての賠償対象となる。18世帯45人が、計約28億円の損害賠償の求めに対し、国への請求を退け、東電に17世帯42人に計3億7千6百万円を支払うように命じた。原告それぞれ、1千万円から50万円の慰謝料である。判決で「慰謝料では避難生活に伴う損害を補填しきれない」とは言っているが、生活権、家族、友人、故郷を失った苦しみと悲しみは、この慰謝料の額で賠償されると思う人はいない。

判決を聞いた原告や側弁団から「不当判決」と憤りの声が渦巻いたが、当然であろう。原告側は、津波と事故の因果関係から、国と東電に法的責任があることを明確にすることを求めている。3月17日、原道子裁判長のもとで出された前橋判決は、地震や津波は予見できたと認め、国と東電の事故責任を明確に指摘した。千葉判決は大きく後退した訳である。弁護団長の福武公子弁護士は、判決後の記者会見で、「前橋地裁判決で国の責任を認めていたため、千葉地裁でも当然認められると思っていた。国は原発という危険なものを扱う許可を事業者に出している。国の責任を認めるべきだ」、原告団長の遠藤行雄氏は「これで終わりではない。控訴して頑張っていきたい」と語ったという。

前橋、千葉と続いたが、原発事故の損害賠償を求める訴訟は全国で約30あり、原告は1万1千人もいる。裁判は膨大なエネルギーと費用を要する。被災者たちの苦悩は続く。原発事故は、計り知れない人的、財的損失をもたらした。それでも、原発再稼働に向かいますかと聞き質したい。司法は損害賠償責任を認めたが、今後は、国の責任を明確にできるかどうかにかかっている。国の責任を認めれば、原発行政は変わっていく。